

# 四半期報告書

(第65期第1四半期)

自 平成25年4月1日  
至 平成25年6月30日

ゼット株式会社

# 目 次

	頁
表 紙	
第一部 企業情報	
第1 企業の概況	
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	
1 事業等のリスク	2
2 経営上の重要な契約等	2
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
第3 提出会社の状況	
1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	4
(2) 新株予約権等の状況	4
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	4
(4) ライツプランの内容	4
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	5
(6) 大株主の状況	5
(7) 議決権の状況	5
2 役員の状況	5
第4 経理の状況	6
1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	7
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	9
四半期連結損益計算書	9
四半期連結包括利益計算書	10
2 その他	11
第二部 提出会社の保証会社等の情報	11

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成25年8月9日
【四半期会計期間】	第65期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）
【会社名】	ゼット株式会社
【英訳名】	ZETT CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡辺 裕之
【本店の所在の場所】	大阪市天王寺区烏ヶ辻一丁目2番16号
【電話番号】	(06) 6779局1171 (大代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 山下 龍美
【最寄りの連絡場所】	大阪市天王寺区烏ヶ辻一丁目2番16号
【電話番号】	(06) 6779局1171 (大代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 山下 龍美
【縦覧に供する場所】	ゼット株式会社東京支店 (東京都台東区浅草橋三丁目30番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第64期 第1四半期連結 累計期間	第65期 第1四半期連結 累計期間	第64期
会計期間	自平成24年 4月1日 至平成24年 6月30日	自平成25年 4月1日 至平成25年 6月30日	自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日
売上高（百万円）	10,131	10,159	38,218
経常利益又は経常損失（△） （百万円）	53	33	△324
四半期純利益又は当期純損失（△） （百万円）	64	24	△248
四半期包括利益又は包括利益 （百万円）	46	75	△218
純資産額（百万円）	7,613	7,423	7,348
総資産額（百万円）	21,731	21,059	20,152
1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額 （△）（円）	3.27	1.26	△12.69
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	—	—	—
自己資本比率（％）	35.0	35.3	36.5

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
2. 売上高には、消費税等は含んでいない。
3. 第64期第1四半期連結累計期間及び第65期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。
4. 第64期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載していない。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社における異動もない。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はない。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものである。

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新政権の経済政策アベノミクスへの期待により、円安や株価の上昇など景気回復へ改善が見られるものの、円安による輸入商品の上昇や海外経済の減速などの影響により、依然として先行き不透明な状況が続いている。

このような状況の中で当社グループは、①グループのスリム化と中核事業への集中、②自社品とカテゴリー別に独自の価値を創造、③低コスト経営（コスト競争力）の追求、④経営基盤（人材・IT・物流）の強化を基本方針とし、業績向上に努めた。

この結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は10,159百万円（前年同期比0.3%増）、営業利益は30百万円（前年同期比24.0%減）、経常利益は33百万円（前年同期比37.8%減）、四半期純利益は24百万円（前年同期比61.5%減）となった。

当社グループは、スポーツ事業の単一セグメントであるため、事業部門ごとの状況を記載している。

各事業部門の状況は次のとおりである。

スポーツ事業

(卸売部門)

卸売部門は、一部に景気回復基調はあるものの、個人消費の回復には至らず、販売競争は一段と激化し、厳しい経営環境が続いている。このような状況の中、「外商・スクール」及び「アスレ」マーケットにおいては、野球・ソフト用品、サッカー用品は低調に推移したものの、テニス・バドミントン用品、卓球用品、スポーツシューズは堅調に推移した。「ライフスタイル」マーケットは、フットウェアは低調に推移したものの、スポーツアパレル、アウトドア用品は堅調に推移した。「ボディケア」マーケットは、「コンプレッション」アンダーウェアの苦戦は続いているが、健康シューズの商品供給については、回復基調にある。

この結果、売上高は9,471百万円（前年同期比0.4%増）となった。

(製造部門)

製造部門は、収益性・事業性・戦略性の再確認の施策の下、商品企画、開発力の強化に努めたものの、野球・ソフト用品は卸売部門同様に低調に推移した。「コンバース」ブランドのバスケットボールウェアは引き続き堅調に推移した。昨年は低調だったバッグにおいては、回復基調にある。健康関連用品は、一般的に低調に推移した。

この結果、売上高は108百万円（前年同期比18.2%減）となった。

(小売部門)

小売部門は、ネット販売店の増加により販売競争は一層激化し、厳しい経営環境は続いているが、平成25年6月に富士山が世界文化遺産に登録されたこともあり、登山ユーザーが増加しアウトドア用品は堅調に推移した。一方、アパレル・フットウェアは、引き続き個人消費の低迷の影響により、苦戦が続いている。

この結果、売上高は186百万円（前年同期比4.8%増）となった。

(その他部門)

物流部門は、外部の受託業務を拡大したことにより、堅調に推移した。

スポーツ施設運営は、新サービスの強化や販売促進活動を強化したが、平成25年7月をもってスポーツクラブゼオス宇部店を閉店することとしたこともあり、低調に推移した。

この結果、売上高は393百万円（前年同期比2.3%増）となった。

## (2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ906百万円増加し、21,059百万円となった。これは主に、現金及び預金が335百万円、受取手形及び売掛金が349百万円、商品及び製品が112百万円増加したこと等によるものである。負債合計は前連結会計年度末に比べ831百万円増加し、13,635百万円となった。これは主に、短期借入金740百万円減少したものの、支払手形及び買掛金が1,496百万円増加したこと等によるものである。純資産については、前連結会計年度末に比べ75百万円増加し、7,423百万円となった。これは主に、四半期純利益の計上により利益剰余金が24百万円、その他有価証券評価差額が44百万円増加したこと等によるものである。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はない。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりである。

### I. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の企業価値を向上し、株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくためには、収益力の高い企業体質を構築し、持続的な成長を確保していくことが必要であると認識している。そして、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としても、当社は、当社の企業価値の源泉を理解し、収益力の高い企業体質の構築及び持続的な成長の確保を通して、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者でなければならないと考えている。

もとより、当社株式について大量取得行為がなされる場合であっても、それが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、当社としても、当該大量取得行為を一概に否定するものではなく、株式会社の支配権の移転を伴う株式の大量取得提案を受け入れるかどうかの判断は、最終的には株主の皆様の全体的意思に基づき行われるべきものと考えている。

しかしながら、株主が株式会社の支配権の移転を伴う株式の大量取得提案を受け入れるかどうかを判断するためには、当該大量取得行為の内容、目的、大量取得者の将来にわたる経営戦略等の必要な情報及び判断のための十分な時間の提供が前提となるが、昨今の株式大量取得の中には、そのような情報及び検討時間の提供が十分になされないまま、突如として大量取得行為が行われたり、大量取得者の一方的な考えに基づき買付行為が進められる事例が少なからず見受けられる。当社としては、そのような大量取得行為者は、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれを生じさせる者であって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えている。

### II. 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

#### イ. 基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、早期に業績の回復を実現するため、①グループのスリム化と中核事業への集中、②自社品とカテゴリー別に独自の価値を創造、③低コスト経営(コスト競争力)の追求、④経営基盤(人材・IT・物流)の強化を当期事業戦略の方針とし、グループ各社一丸となり、企業価値向上に取り組む。

#### ロ. 基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取り組み

当社株式は、証券市場において自由な売買が可能であるが、短期的な利益を追求するグループ等による大量取得により、株主の皆様に不利益を与えるおそれがある。大量取得提案を受け入れるかどうかの判断は、当社の株主の皆様によってなされるべきものであるが、当社は、上記「I.」のとおり、そのためにはかかる大量取得が行われる際に、株主の皆様が大量取得行為を受け入れるか否か判断するのに必要な情報及び判断のための十分な時間が提供される必要があると考えている。

こうした観点から、当社は、平成25年6月27日開催の第64回定時株主総会において、平成23年6月29日開催の第62回定時株主総会で継続の承認決議された「当社株式の大量取得行為に関する対応方針」について、当社の企業価値、株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とし、再度継続の承認決議を得た。(以下、更新後の対応方針を「本ルール」という)

本ルールは、いわゆる「事前警告型」買収防衛策であり、その概要は、①大量取得者は、大量取得行為に先立ち、株主の皆様が当該大量取得行為を受け入れるか否か検討するために必要かつ十分な情報として当社取締役会が本ルールに従って求める情報を提供しなければならない。②提供された情報に基づき、当社取締役会、特別委員会が当該大量取得行為について評価検討を行なうための期間を設け、かかる期間が経過するまでは大量取得行為を開始することができない。③大量取得者が本ルールに従わない場合等、当社取締役会は、当社株主の皆様利益を守るため、特別委員会の助言、勧告を最大限尊重して、対抗措置として、新株予約権の発行等を行う場合がある、というものである。

### Ⅲ. 具体的な取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、上記「Ⅱ.」の具体的な取り組みについて、以下のように判断している。

- イ. 上記基本方針を実現するための当社の具体的な取り組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるためのものであり、まさに基本方針に沿うものである。
- ロ. 基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取り組みとして当社がその継続を決議した本ルールは、株主の皆様が大量取得行為を受け入れるか否かを判断するために必要な情報及び判断のための十分な時間を確保することにより、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって継続されたものであり、これは上記基本方針に沿うものである。さらに、本ルールは、①株主総会においてその導入、継続の可否を株主の皆様にご諮るものであること、②合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動できないように設定されていること、③独立性の高い社外監査役等によって構成され、当社の費用で独立した第三者の専門家の助言を得ることができる等の権限が認められた特別委員会が設置されているうえ、本ルールの発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、④有効期間が2年と定められているうえ、有効期間の満了までに再度株主総会において株主の皆様によりその継続の可否についてご決議いただくこととしていること、⑤株主の皆様により選任された取締役で構成される取締役会により有効期間の満了前においてもいつでも廃止できるとされていること等により、その公正性、客観性が確保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではない。

#### (4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における研究開発費は、16百万円である。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はない。

## 第3【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年8月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	20,102,000	20,102,000	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数1,000株
計	20,102,000	20,102,000	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

#### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

#### (4)【ライツプランの内容】

該当事項なし。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成25年4月1日 ～平成25年6月30日	—	20,102	—	1,005,100	—	251,275

## (6) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はない。

## (7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしている。

## ① 【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 508,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 19,410,000	19,410	—
単元未満株式	普通株式 184,000	—	—
発行済株式総数	20,102,000	—	—
総株主の議決権	—	19,410	—

## ② 【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ゼット株式会社	大阪市天王寺区烏ヶ辻 一丁目2番16号	508,000	—	508,000	2.5
計	—	508,000	—	508,000	2.5

## 2 【役員の状況】

該当事項なし。



#### 第4【経理の状況】

##### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成している。

##### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けている。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,205,690	2,541,095
受取手形及び売掛金	※ 8,993,708	※ 9,343,376
商品及び製品	3,120,246	3,233,155
仕掛品	65,370	69,658
原材料及び貯蔵品	96,259	84,801
繰延税金資産	89,874	120,761
その他	139,722	213,198
貸倒引当金	△19,473	△12,117
流動資産合計	14,691,397	15,593,930
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	4,114,119	4,114,119
減価償却累計額	△2,888,277	△2,906,425
建物及び構築物（純額）	1,225,842	1,207,694
土地	2,443,805	2,443,805
その他	1,325,100	1,361,088
減価償却累計額	△1,166,203	△1,183,765
その他（純額）	158,896	177,322
有形固定資産合計	3,828,544	3,828,821
無形固定資産		
その他	63,389	66,471
無形固定資産合計	63,389	66,471
投資その他の資産		
投資有価証券	832,508	901,094
長期貸付金	48,196	45,726
敷金	299,499	273,813
その他	477,674	437,142
貸倒引当金	△88,302	△87,845
投資その他の資産合計	1,569,575	1,569,930
固定資産合計	5,461,510	5,465,224
資産合計	20,152,907	21,059,154

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※ 8,133,388	※ 9,629,446
短期借入金	1,930,108	1,190,096
未払法人税等	26,430	24,339
未払消費税等	21,603	52,965
賞与引当金	180,810	95,671
その他	590,037	738,066
流動負債合計	10,882,378	11,730,584
固定負債		
長期借入金	291,495	233,224
繰延税金負債	157,246	180,496
退職給付引当金	327,773	327,449
長期未払金	302,395	301,415
その他	843,436	862,588
固定負債合計	1,922,347	1,905,174
負債合計	12,804,725	13,635,758
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,005,100	1,005,100
資本剰余金	2,968,778	2,968,778
利益剰余金	3,148,806	3,173,436
自己株式	△71,819	△71,889
株主資本合計	7,050,865	7,075,425
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	292,842	337,283
繰延ヘッジ損益	176	258
為替換算調整勘定	4,297	10,428
その他の包括利益累計額合計	297,316	347,970
少数株主持分	—	—
純資産合計	7,348,182	7,423,395
負債純資産合計	20,152,907	21,059,154

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】  
【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
売上高	10,131,420	10,159,513
売上原価	8,021,563	8,159,272
売上総利益	2,109,857	2,000,241
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	161,429	132,453
運賃及び荷造費	154,574	170,459
賃借料	90,552	81,992
役員報酬及び給料手当	713,135	694,723
貸倒引当金繰入額	△2,447	△7,426
賞与引当金繰入額	94,965	90,264
減価償却費	48,013	36,002
その他	809,119	770,959
販売費及び一般管理費合計	2,069,341	1,969,428
営業利益	40,516	30,813
営業外収益		
受取利息	136	211
受取配当金	10,284	8,950
受取貸貸料	4,901	4,793
業務受託料	4,882	3,692
その他	8,630	7,288
営業外収益合計	28,836	24,935
営業外費用		
支払利息	3,758	3,807
売上割引	10,200	9,893
保険解約損	—	6,225
その他	1,619	2,350
営業外費用合計	15,577	22,277
経常利益	53,774	33,471
特別損失		
事業撤退損	—	21,240
特別損失合計	—	21,240
税金等調整前四半期純利益	53,774	12,231
法人税、住民税及び事業税	6,263	18,279
法人税等調整額	△16,499	△30,677
法人税等合計	△10,236	△12,397
少数株主損益調整前四半期純利益	64,010	24,629
少数株主利益	—	—
四半期純利益	64,010	24,629

【四半期連結包括利益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	64,010	24,629
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△22,848	44,441
繰延ヘッジ損益	△522	81
為替換算調整勘定	5,516	6,130
その他の包括利益合計	△17,854	50,654
四半期包括利益	46,156	75,283
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	46,156	75,283
少数株主に係る四半期包括利益	—	—

**【注記事項】**

(四半期連結貸借対照表関係)

## ※四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったが、満期日に決済が行われたものとして処理している。当四半期連結会計期間末日満期手形の金額は、次のとおりである。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
受取手形	107,621千円	144,626千円
支払手形	21,757	8,471

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
減価償却費	52,093千円	39,319千円

(セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自平成24年4月1日 至平成24年6月30日）及び当第1四半期連結累計期間（自平成25年4月1日 至平成25年6月30日）

当社グループは、スポーツ事業の単一セグメントであるため、記載を省略している。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	3円27銭	1円26銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額（千円）	64,010	24,629
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額（千円）	64,010	24,629
普通株式の期中平均株式数（千株）	19,599	19,593

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

(重要な後発事象)

該当事項なし。

## 2【その他】

該当事項なし。

**第二部【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項なし。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年8月9日

ゼット株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川井 一男 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 奥田 賢 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているゼット株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ゼット株式会社及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管している。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

## 【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成25年8月9日
【会社名】	ゼット株式会社
【英訳名】	ZETT CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡辺 裕之
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大阪市天王寺区烏ヶ辻一丁目2番16号
【縦覧に供する場所】	ゼット株式会社東京支店 (東京都台東区浅草橋三丁目30番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)



1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長渡辺裕之は、当社の第65期第1四半期（自平成25年4月1日 至平成25年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。